

かりや夢ファンド補助金について

1 制度のねらい

かりや夢ファンド補助金は、市民や団体等からの寄附金とその同額を刈谷市が積み立てる「マッチング・ギフト」によって運用されている市民活動支援基金を基に、刈谷市民や団体が刈谷のまちをよくするために自主的に行う活動を応援する補助制度である。

2 かりや夢ファンド補助金の補助メニュー

(1) まちづくり活動支援事業補助金

ア 内容

刈谷市内で市民団体などが自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援する。

イ 継続補助

1 団体につき 10 年度間で 3 回まで

ウ 補助率・上限額

【申請額 5 万円以下】（4～5 月頃募集）

補助対象経費の 3 分の 2・上限 5 万円

【申請額 5 万円超、20 万円以下】（8～9 月頃募集）

補助対象経費の 3 分の 2・上限 20 万円

(2) NPO 法人設立支援事業補助金

ア 内容

刈谷市内でまちづくり活動を行う NPO 法人の立上げを支援する。

イ 継続補助

1 団体につき 2 回まで（2 年連続に限る）

ウ 補助率・上限額

補助対象経費の 3 分の 2・上限 10 万円（2 回目は 2 分の 1・上限 5 万円）

(3) まちづくりびと支援事業補助金

ア 内容

刈谷のまちづくりに取り組む人たちが自主的に参加する研修等の経費を補助する。

イ 継続補助

交付を受けた日以後 3 年間は補助対象者にならない。

ウ 補助率・上限額

補助対象経費の 10 分の 9・上限 1 万円（国内研修）または 5 万円（海外研修）

3 今年度の夢ファンド部会について

(1) 夢ファンド部会の役割

ア かりや夢ファンドの活用拡大に関する検討を行う。

イ かりや夢ファンドの各補助金が適正に交付されるよう、書類審査・公開審査を行う。

(2) スケジュール

月	部会	それ以外
6月19日 (金)	■第1回 夢ファンド部会 ・募集の手引き及びチラシの確認、まちづくり活動支援事業（5万円以下）の採否決定	
8月3日 ～9月30日		夢ファンド補助金活用団体の募集 ・募集の手引き、申請書類、説明動画更新版のホームページ公開 ・8月1日号市民だより掲載 ・刈谷市民ボランティア活動センター登録団体へチラシの発送
8月～ 令和9年3月		まちづくり活動支援事業（5万円以下・現年度）の団体活動期間
10月	部会員へ申請書類（まちづくり活動支援事業補助金（5万円超）・NPO 法人設立支援事業補助金）の送付 ・申請内容についての協議を第2回部会にて行いますので、事前に内容をご確認ください。	
11月20日 (金)	■第2回 夢ファンド部会 ・まちづくり活動支援事業（5万円超）、NPO 法人設立支援事業の申請について、公開審査会に向けた確認・質問事項の検討、内容に疑義がある申請を書類審査のみで不採択とするかの決定 ・まちづくりびと支援事業申請分について事務局審査結果の報告	
11月～ 令和9年1月		部会で協議された質問事項を申請団体にフィードバック ・公開審査会では、質問事項を踏まえたプレゼンテーションを用意
1月23日 (土)	■第3回 夢ファンド部会（公開審査会） ・まちづくり活動支援事業（5万円超）、NPO 法人設立支援事業の採否決定 ・まちづくりびと支援事業も、上記と同様に全体調整の上、採択 ・事業の企画・運営・申請額等に再検討を必要とすると判断したものについては「条件付」とし、事業の改善を求める。 →採択結果を第2回刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会（3月）で報告	
1月～3月		必要に応じて団体（5万円超・NPO 法人）に確認・調整 団体（5万円超・NPO 法人）による交付申請手続き
4月1日～		団体（5万円超・NPO 法人）活動開始
～令和10年 3月		団体（5万円超・NPO 法人）による実績報告提出・補助金を交付

※上記の他、まちづくりコーディネーターが夢ファンド採択事業を取材して「かりや夢ファンドレポート」を作成することもあります。

ア まちづくり活動支援事業補助金

灰色部分… 5 万円以下当該年度交付枠

(単位：円)

年度	事業名	団体名	実施時期	実施場所	事業費	決定額	実績額	年度件数	年度決定額	年度実績額
R6	第5回 SUHARA MUSIC FES	SUHARA MUSIC FES 実行委員会	令和6年4月6日（土）、7日（日）	北部生涯学習センター	1,200,000	200,000	200,000	9	711,000	514,000
	マジックショー	手品会	令和7年3月29日（土）	刈谷ハイウェイオアシス	998,000	200,000	93,000			
	circulation_beans コーヒーの豆かすから“うまれる・つながる・循環する” まちのみんなのコミュニティガーデン事業	circulation_beans コーヒーかすの再利用活動	通年	畑（下重原町）	110,000	50,000	26,000			
	アートと共生社会を繋ぐ ～子どもK A R I Y A 場（B A）～	アジア子ども美術協会 （ACHAA）	令和6年4月～令和7年3月	豆蔵ギャラリー、アジア車 いす交流センター	98,400	49,000	49,000			
	ふれあい泉田朝市 （こどもイベント）	ふれあい泉田朝市会	令和6年4月、7月、12月	刈谷市泉田町八王子神社境 内	75,500	37,000	12,000			
	俳優松原実智子さんの朗読を聞く会	サプロー・ガルテン	令和7年3月9日（日）	総合文化センター	50,000	25,000	25,000			
	保護犬・保護猫チャリティーマルシェ プ・ア・プ	Liaison（リエゾン）	令和7年3月23日（日）	大手公園	100,000	50,000	50,000			
	コネクドームでハーブの育成を通じた人々の交流	亀城わっしょいプロジェクト	令和7年2月8日（土）～3月16日（日）	亀城公園内コネクドーム	100,000	50,000	50,000			
	西三河レインボープライド	西三河レインボーフラッグス	令和7年3月30日（日）	総合文化センター	100,000	50,000	9,000			
R7	子ども食堂にお祭りを届けよう	スマイルリンク	令和7年7月19日（土）、8月30日（土）、10 月25日（土）、11月22日（土）	桜区市民館、長善寺	400,000	200,000	200,000	6	600,000	558,000
	赤十字ハートフェスティバルⅢ ～たいせつな未来のために～	刈谷市赤十字奉仕団	令和7年11月15日（土）	総合文化センター	720,000	200,000	200,000			
	漫画家【沖田×華】さん/トクショウ『やらかしたっていい じゃん！！』	刈谷発達仲間の会	令和7年11月30日（日）	総合文化センター	191,000	50,000	50,000			
	マグノリア室内管弦楽団 特別演奏会 「Meet the Composer Vol.2」ドヴォルザークの青春	Officeアイリスの華	令和7年9月15日（月）	総合文化センター	356,000	50,000	50,000			
	俳優松原実智子さんの朗読を聞く会 VOL.2	サプロー・ガルテン	令和8年3月15日（日）	総合文化センター	100,000	50,000	50,000			
	Co-nec-to みんなで育つ！ 子どもと大人をつなぐ刈谷コミュニティプロジェクト	ヒラソラ	令和7年8月1日（金）～令和8年2月2日 （月）	亀城公園・刈谷市内施設 他	150,000	50,000	8,000			
R8（予定）	お仕事見学、体験プロジェクト	特定非営利活動法人ぶらっとほーむ	令和8年7月28日（火）、秋	ぶらっとほーむ相談・居場所・就 労支援活動場所内、北設楽郡東栄 町	152,000	101,000	-	5	901,000	-
	大人の発達障がい者支援 落語家【柳家花緑】師匠の講演 落語会	刈谷発達仲間の会	令和8年9月27日（日）午後2時～	産業振興センター あいお いホール	667,500	200,000	-			
	防災福祉フェア～地域の防災力を高めるために～	刈谷防災ボランティア	令和8年11月21日（土）	総合文化センター	308,200	200,000	-			
	みんなで描こう！つながる防災・ひろがる地域力～防災倉 庫を地域をつなぐシンボルへ～	富士見町自主防災会	令和8年4月～令和9年3月	富士見町五軒屋公園	301,000	200,000	-			
	重原歴史本を通して地元愛を育む	重原 歴史を学ぶ会	令和8年4月～令和9年2月	重原市民館、重原地区内	550,000	200,000	-			

イ

N P O 法人設立支援事業補助金

(単位：円)

年度	事業名	団体名	実施時期	実施場所	事業費	決定額	実績額	年度件数	年度決定額	年度実績額
H28	NPO法人設立支援事業	N P O 法人ぎふと			210,700	100,000	100,000	1	100,000	100,000
H31	NPO法人設立支援事業	N P O 法人ぶらっとほーむ			150,000	100,000	100,000	1	100,000	100,000
R5	NPO法人設立支援事業	N P O 法人幸縁			150,000	100,000	100,000	1	100,000	100,000
R6	NPO法人設立支援事業	N P O 法人幸縁			100,000	50,000	50,000	1	50,000	50,000

ウ

まちづくりびと支援事業補助金

(単位：円)

年度	研修等名	申請人数	団体	研修目的	研修費	決定額	実績額
R5	2 0 2 3 年度 防災人材育成研修 防災・減災カレッジ	3名	個人	「自助・共助」の取組を推進する防災人材を育成するこの研修を通して、地域社会の中で役立ちたい。	9,540	8,600	8,500
			富士見町自主防災会	地域防災力の向上を図ると共に一人ひとりの防災意識を高めるための地域自主防災会活動に活かすため。	14,000	10,000	10,000
			個人	地域の自主防災、また、危機管理課、社会福祉協議会などの連携に生かせる防災人材として役立ちたい。	18,000	10,000	10,000
R6	2 0 2 4 年度 防災人材育成研修 防災・減災カレッジ	7 名	富士見町自主防災会	研修会を通じて、習得した知識を大規模災害に備え、地域防災力の向上を図ると共に、防災意識を高めるための活動に活かす。	16,620	10,000	9,000
			個人	下記について学び、防災士の資格を取得し、地域の防災に役立てるため。 ①防災の基礎的知識、②災害と防災の知識、③行政の防災に関する取組、④災害時の対応	17,000	10,000	10,000
			一ツ木自主防災会本郷地区自主防災会	自主防災組織での活動に役立てるため	17,800	10,000	10,000
			個人	①防災の基礎的知識を幅広く学ぶ ②災害と防災の知識をより深く学ぶ	10,200	9,100	9,100
			重原地区自主防災会	南海トラフ地震などの大規模災害に備え、地域防災力の向上を図るため、防災意識を高め、自分の身は自分で守る「自助」、地域住民がお互いに助け合う「共助」の取組を推進する防災人材になる。	18,020	10,000	10,000
			元刈谷地区自主防災会	防災の基礎から実践知識、防災ボランティアコーディネーターの役割について学びその知識を地域自主防災会活動を通して知識の共有を図り、地域防災力強化につなげる為	16,240	10,000	10,000
			重原地区自主防災会	重原地区の自主防災会に所属しており、得た知識を防災訓練等の企画に役立てるため	5,400	4,800	4,200
R7	防災士研修講座	3名	重原地区自主防災会	防災関連の幅広い知識や救急救命技能を習得し、更なる地域自主防災会や被災地支援の活動につなげる	55,800	10,000	10,000
	2 0 2 5 年度 防災人材育成研修 防災・減災カレッジ		井ヶ谷自主防災会	重原地区自主防災会で活動するにあたり、防災知識の習得をして、地域の防災力を高めるため	12,000	10,000	10,000
	語り・手遊び・絵本 こがようこさんの世界		語りゃんせの会	講師は語り手、絵本作家、紙芝居作者であり、幼児向けから小学生に向けてのお話をたくさん作っている。わらべうたや小道具を使つての語りもある。実演を生で見聞きすることで、語り方、やり方を習得し、刈谷市内でボランティアとして行っている図書館、幼児園、小学校、中学校（支援学級）での語りに生かしたい。	22,620	10,000	10,000

かりや夢ファンド補助金 寄附実績

市民活動支援基金実績

(単位:円)

年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度(予定)	
収入	トヨタグループ各社	80,000		80,000		80,000		80,000	
	その他企業	0		0		0		0	
	市民等	212,715		221,487		217,029		200,000	
	ふるさと納税	2,580,000		1,693,000		369,000		400,000	
	小計(a)	2,872,715		1,994,487		666,029		680,000	
	市マッチングギフト(b)	2,872,715		1,994,487		666,029		680,000	
	運用収入額(c)	24,155		105,629		255,944		163,000	
	まちづくり活動支援事業補助金返還金					41,000			
	合計(a)+(b)+(c)	5,769,585		4,094,603		③ 1,629,002		1,523,000	
支出	内容	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額	件数	交付額(予定)
	夢 フ ア ン ド								
	まちづくり活動支援事業補助金	5	825,000	9	555,000	6	558,000	10	1,151,000
	NPO法人設立支援事業補助金	1	100,000	1	50,000	0	0	0	0
	まちづくりびと支援事業補助金	3	28,500	7	62,300	3	30,000	10	100,000
	笑顔あふれる地域づくり補助金			16	1,889,000	32	10,689,000	23	3,450,000
合計		9	953,500	33	2,556,300	41	④ 11,277,000	43	4,701,000
各年度末の基金額		17,922,922		②	19,461,225	①	9,813,227		

① 年度末の基金額

＝②前年度末の基金額＋③当該年度収入の合計－④当該年度支出の合計

刈谷市市民活動支援基金

かりや夢ファンド



令和8年度

まちづくりびと支援事業補助金募集の手引き

補助率：9 / 10

上限額：研修場所が国内の場合 10,000 円

海外の場合 50,000 円



まちづくり活動のスキルを高める
勉強がしたいな

**あなたのステップアップ
応援します**

<受付期間>

令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）

◆期限までに直接、市民協働課へ（土、日、祝日を除く）。

◆先着順とし、予算額に達し次第、受付を終了します。

【担当・問合せ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住 所：愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地 〒448-8501

電 話：0566-95-0002 FAX：0566-27-9652

電子メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.kariya.lg.jp/kurashi/shiminkyodo/1009980/1010004/index.html>

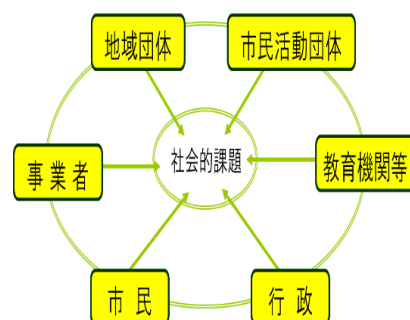
1 制度のねらい

かりや夢ファンド補助金「まちづくりびと支援事業補助金」は、共存・協働のまちづくりの推進のため、刈谷のまちづくり活動に貢献する研修などを自主的に受講し、自らの知識及び技術の向上を図る市民に対して資金の支援をするとともに、研修修了後、自らの活動の向上のみならず、他の団体の活動などへも研修効果が広がることで、刈谷のまち全体の力が上がり、自立し、継続していくまちづくりの循環が生み出されることを期待しています。

■「共存・協働のまちづくり」とは？

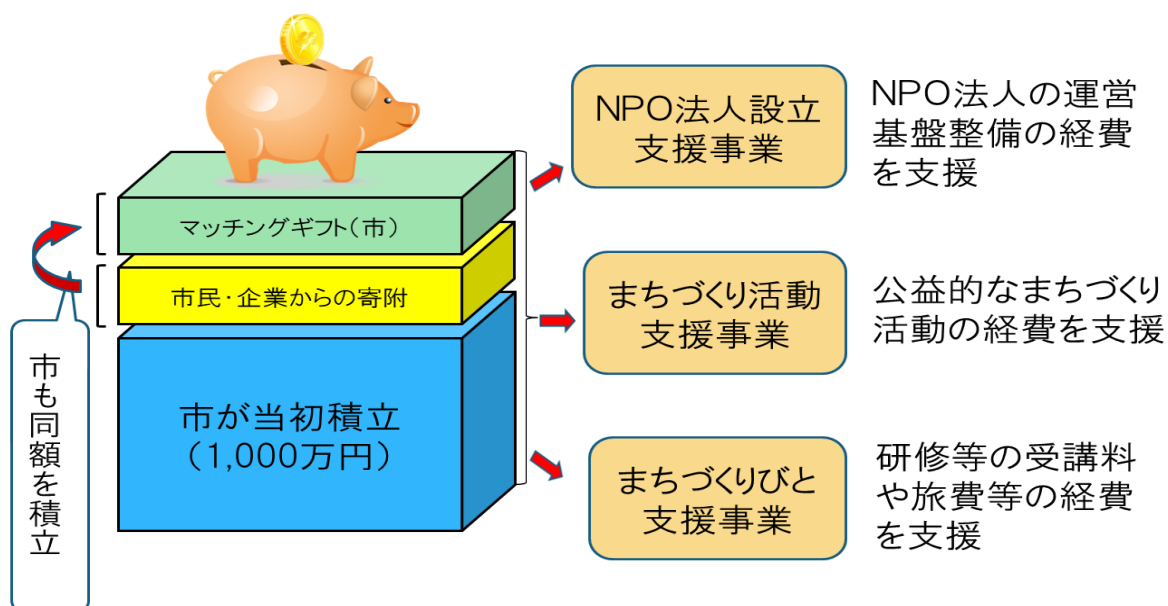
共存・協働のまちづくりとは、暮らしやすく心の通ったまちにしていくために、刈谷のまちづくりを担うさまざまな主体が、まちの課題を「自分ごと」としてとらえ、お互いを尊重した上で、目標を共にしながら、知恵や力を活かしあい、対話・理解・共感を大切にしながら取り組むことを意味しています。

※参考資料「刈谷市共存・協働のまちづくり推進基本方針」



■「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する総合的な基金を元に、平成22年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めてかりや夢ファンドに寄附することにより、まちづくりに参加することができる新たな仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。



2 制度の内容

対象者	次の要件のいずれかを満たす人が対象です。 ◆刈谷市に在住、在勤または在学の人 ◆刈谷市外に在住ではあるが、刈谷市内で自主的に公益的な活動を行っている団体に所属する人 ※補助金の交付は、1年度あたり1団体につき2人までです。 ※補助金の交付を受けた人は、交付を受けた日以後3年間は補助対象者となることができません。
対象となる研修	令和8年度中に受講する、刈谷のまちづくり活動に貢献する下記の研修が対象となります。 ◆講習会、セミナー ◆大学院または大学の公開講座 ◆先進都市調査 ※補助対象者が所属する団体が主催するものを除きます。
対象となる経費	◆研修の開催場所までの往復の交通費（公共交通機関に限ります。） ◆研修受講料 ◆研修資料代
対象外の経費	◆公共交通機関以外の交通費 ◆研修を受ける際に必要となった宿泊費
補助率	補助対象経費総額の9／10（100円未満切捨て）
上限額	研修場所が国内の場合は1万円、海外の場合は5万円

3 申請の方法

（1）申請に必要な書類

- ①まちづくりびと支援事業補助金交付申請書
- ②まちづくりびと支援事業補助金研修計画書（研修の概要がわかる書類を添付してください。また所属団体の概要がわかる書類があれば併せて提出してください。）
- ③まちづくりびと支援事業補助金補助対象経費内訳書（対象経費の見積額がわかる書類があれば提出してください。）
- ④まちづくりびと支援事業補助金申請チェックシート

※上記の書類は、市民協働課に設置しているほか、刈谷市ホームページからもダウンロードできます。（①②は Word 形式、③④は Excel 形式）

(2) 提出方法

研修受講前に、直接市民協働課へご持参ください。担当職員がお話を伺った上で受理しますので、十分なゆとりを持ってご提出ください。

※事情により直接提出が難しい場合は、ご相談ください。

※書類の記入方法などのご相談については、市民ボランティア活動センター、市民協働課で随時対応します。

※ご提出いただいた書類は、情報公開の対象となります(個人情報を除く)。あらかじめご理解いただいた上でご応募ください。

4 審査の流れ

審査は、市民協働課にて下記の審査基準に則り補助を決定します。

なお、市民協働課だけでは審査が難しいと判断した場合は、「刈谷市共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会での審議を経て補助を決定します。

審査基準	1	研修内容及び効果が、公益性のある内容か。
	2	研修後、自らの活動へ直接効果が期待できるか。(所属団体等の活動への効果)
	3	研修後、将来的に市全体のまちづくりへの貢献が期待できるか。 (他団体や他の主体の活動への貢献・協力)
	4	申請金額は妥当か。

※提出された書類に虚偽の記載があったとき、審査員に個別に接触したとき、その他不正な行為があったときは、審査の対象から除外します。

5 実績報告

(1) 実績報告に必要な書類

- ①まちづくりびと支援事業実績報告書(☆)
- ②まちづくりびと支援事業補助金決算書(☆)
- ③まちづくりびと支援事業補助金ふりかえりシート(☆)
- ④まちづくりびと支援事業補助金請求書(☆)
- ⑤領収書の写し
- ⑥研修の修了を証する書類又は研修資料等の写し



※☆印の書類は、市民協働課に設置しているほか、刈谷市ホームページからもダウンロードできます。(①③④はWord形式、②はExcel形式)

(2) 提出期限

研修終了日もしくは交付決定日のいずれか遅い日から30日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日まで提出してください。提出がない場合、補助金をお支払いすることができません。

※必要に応じて、研修内容を実績報告会等で発表していただくことがありますので、ご協力をお願いします。

刈谷市市民活動支援基金

かりや夢ファンド

市民活動支援基金「かりや夢ファンド」とは、市民・事業者・行政などからの財源により、刈谷市民が刈谷のまちをよくするために自主的に行う活動・団体を応援する補助金制度です。

まちづくり活動支援事業補助金 【申請額5万円以下】 令和8年度活動団体 募集の手引き

市民団体などが、刈谷市の地域文化、人材などの地域資源を活用しながら、継続して自主的に行う公益的なまちづくり活動の経費を支援します。

補助金の交付：今年度交付可能！（年度：毎年4月1日から翌年3月31日まで）

事業対象期間：令和8年8月1日～9年3月31日

上限額：5万円

一部前払い：可能！（上限：交付決定額の1/2）

補助率：2/3

審査：書類審査のみ！

新たに立ち上がった団体なども、気軽にチャレンジできます！

＜受付期間＞

令和8年4月1日（水）～5月13日（水）

午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

申請様式ダウンロード



QRコードは、デンソーウェーブの登録商標です。

【問合せ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住 所：〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

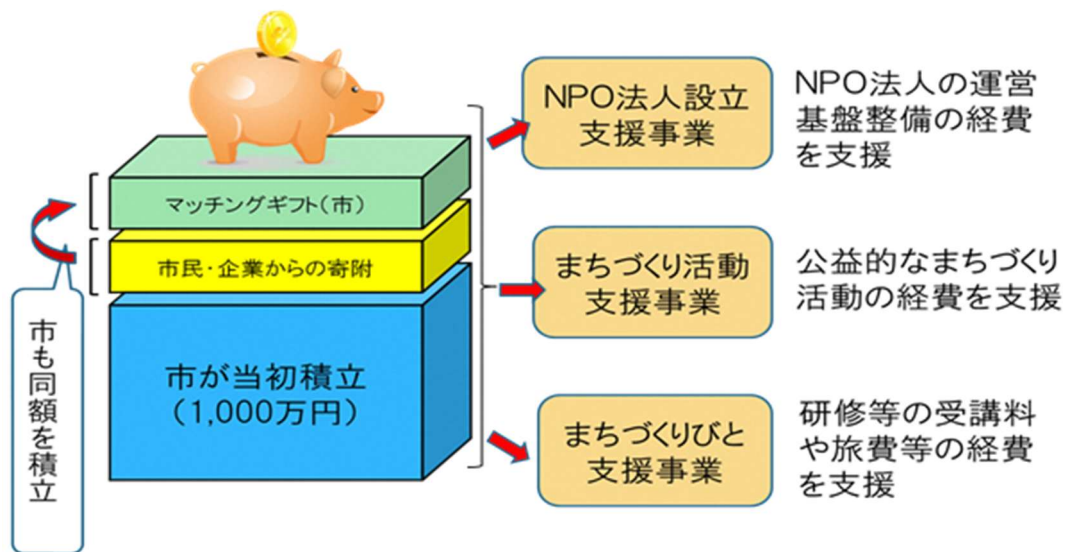
電 話：0566-95-0002 FAX：0566-27-9652

メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

1 かりや夢ファンドの仕組み

■「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する総合的な基金を元に、平成 22 年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めて「かりや夢ファンド」に寄附することにより、まちづくりに参加することができる仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。



■まちづくりって、具体的にどんな活動を意味しているの？

まちづくりとは、自分たちのまちがどのようなまちであったらよいかを考え、話し合い、生き生きと暮らせるような空間・社会・仕組みをつくっていくことを示しています。

具体的な活動としては、次のような活動が挙げられます。事業をイメージする参考にしてください。

(特定非営利活動促進法より抜粋)

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動 | (11) 国際協力の活動 |
| (2) 社会教育の推進を図る活動 | (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| (3) まちづくりの推進を図る活動 | (13) 子どもの健全育成を図る活動 |
| (4) 観光の振興を図る活動 | (14) 情報化社会の発展を図る活動 |
| (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | (15) 科学技術の振興を図る活動 |
| (6) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 | (16) 経済活動の活性化を図る活動 |
| (7) 環境の保全を図る活動 | (17) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動 |
| (8) 災害救援活動 | (18) 消費者の保護を図る活動 |
| (9) 地域安全活動 | (19) 上記に挙げた活動に準ずる活動として 県又は指定都市の条例で定める活動 |
| (10) 人権の擁護または平和の推進を図る活動 | (20) 上記に挙げた活動を行う団体の援助 |

2 制度の内容

補助概要	刈谷市内で市民団体などが自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。	
対象期間	令和8年8月1日～9年3月31日	
補助対象	次の要件を全て満たす事業 ①市民団体が自ら主体的に実施する事業 ②広く刈谷市民が参加できる公益的な事業 ③刈谷市の地域文化、人材等地域資源の活用を図る事業 ④独創性または先駆性がある事業 ⑤発展性または継続性が見込まれる事業 ⑥少なくとも1つ以上の他の市民団体と協働して行うことが見込まれる事業	
対象経費	①謝礼金（講師、出演者等への謝礼金） ②旅費（交通費及び宿泊費） ③消耗品費（資料、チラシの用紙代等） ④食糧費（景品としてのお菓子、飲料等の代金） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑤印刷製本費（チラシ、冊子等の作成費） ⑥通信費（案内文書及び資料の郵送料等） ⑦保険料（イベント保険料、損害賠償保険料等） ⑧使用料及び賃借料（会場等の使用料及び機材等の借上料） ⑨備品購入費（購入価格が概ね3万円を超え、耐用年数が2年以上の物品の購入費） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑩その他の経費（その他市長が必要と認める経費）	
対象外経費	・市民団体の構成員に対する人件費、謝礼金、旅費及び食糧費 ・市民団体の運営に関する経常的な経費（光熱水費等） ・領収書等により、事業経費として明確に支払ったことが確認できない経費 ・利益相反（※）に当たる場合には、対象外経費となる場合あり	
補助率	補助対象経費の2/3	※一方の立場では利益になるが、 他方の立場では不利益になること。 （例）市民団体の役員が、自営している会社を委託業者として選ぶ。
上限額	上限5万円（1,000円未満切捨て）	
継続補助	1団体につき10年度間で「3回」まで ※コラボ70補助金採択事業は回数に含めない	

今後事業で使い続けられる備品等を購入すると、申請事業の継続に役立つカリ～♪



10年度間の考え方 Q&A

Q1：10年度間の起点はいつか？

A1：1回目の事業実施年度を起点とします。

Q2：10年度間を過ぎたら、申請できないのか？

A2：期間経過後は、回数がリセットされるため、再度3回まで申請できます。



(1) 注意事項

- ア 1 団体につき同一年度 1 事業までの申請となります。
ただし、事業実施年度が異なる場合はこの限りではありません。
- イ 「市民団体」とは、市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者が所属する団体をいいます。
- ウ 継続補助を希望する場合も、初回と同様に申請・審査の対象となります。
- エ 同一世帯のみまたは 2 親等以内のみで構成される団体は申請いただけません。
- オ 団体の構成員は 3 人以上である必要があります。
- カ 同補助金と、かりや夢ファンド補助金の別メニューである「NPO 法人設立支援事業補助金（7 月頃募集予定）」の両方を同一年度に申請することはできません。
- キ 補助金の交付は、「かりや夢ファンド補助金」の PR をすることが条件です。
具体的な方法については、p.7「7 その他」をご覧ください。

(2) 対象外となる事業

- ア 政治、宗教または営利を目的とした事業
- イ 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある事業
- ウ 事業の主たる効果が刈谷市外で生じる事業
- エ 刈谷市の他の補助金の交付を同一年度に受ける事業（団体の運営に係るものは除く）

3 申請の方法

(1) 申請に必要な書類（☆印の様式は、刈谷市ホームページからダウンロード可。）

- ① まちづくり活動支援事業補助金補助対象事業認定申請書（☆）
- ② まちづくり活動支援事業補助金事業計画書（☆）
- ③ まちづくり活動支援事業補助金収支予算書（☆）
- ④ まちづくり活動支援事業補助金申請チェックシート（☆）
- ⑤ 団体規約

（⑥任意提出：まちづくり活動支援事業補助金 事業継続に向けた計画書（☆））



(2) 提出方法

- ア 電話等にて事前連絡の上、直接市民協働課（刈谷市役所 3 階）へ提出してください。
担当職員がその場で内容を確認しますので、時間にゆとりを持ってお越しください。
- イ 事情により、直接提出が難しい場合は、ご相談ください。
- ウ 書類の記入方法などご不明な点は、刈谷市民ボランティア活動センター（0566-62-8231）及び市民協働課で随時対応しますので、お問合せください。
- エ 提出された書類は、情報公開の対象となります（個人情報除く）。あらかじめご了承ください。

4 審査の方法

(1) 審査員

審査員は、「共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会員が務めます。

なお、審査員が提案団体の役員・職員である場合は、該当する審査員は、当該事業のみ審査から外れます。

(2) 書類審査（令和8年6月頃実施予定）

審査員による審査会にて、次の視点・ポイントに基づき、審査をします。（25点満点）

審査の視点	審査のポイント	配点
①主体性 協働性	課題を自分ごとと捉え、他の主体に依存することなく、自分たちでできることを行おうとしている。 さまざまな市民や団体が参加し、つながる機会をつくっている。	5
②公益性	まちの課題や市民のニーズに対応し、多くの市民の利益に貢献することができる。 事業を通して人々の共感を得て、意識を向上させていくことができる。	5
③独創性 先駆性	新しい課題やテーマ、視点からの取り組みである。 事業の進め方や手法に工夫があり、団体の特性が活かされている。	5
④実現性	事業計画やスケジュール、収支計画が具体的・妥当である。 団体としての組織力があり、事業を効果的に行うことができる。	5
⑤発展性 継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。	5

(3) 採択の方法

提案事業の採択は、基準点（12.5点）に達している事業のうち、得点の上位から予算の範囲内で申請額の全額補助として採択していきます。

予算額に達する時点の事業については、一部補助という形で採択するものとします。

(4) 結果発表

全ての事業の審査結果は、文書で通知するとともに、市ホームページで公開します。

審査の協議内容によっては、対象経費等の再確認や実施に当たっての条件を付す場合があります。詳細については、後日改めて文書で通知した上で、市民協働課による追加調査を行います。条件を満たすことができない事業は、採択を取り消す場合があります。

5 補助金交付に係る手続き・広報の支援

(1) 補助金交付の流れ

事業採択を受けた各団体は、原則として同年8月に「補助金交付申請書」を提出し、同年度内の事業完了後に「実績報告書」及び「補助金請求書」を提出します。なお、一部前払い（上限：交付決定額の1/2）を希望する場合は、別途手続きが必要です。

市は、全ての書類を受領、確認した後、指定口座に入金します。（事業完了時に収入額が支出額を上回った場合は、差引額分の補助金を減額します。）なお、補助金請求書に記載する振込先は、原則として申請団体の口座とします。

（２）広報に関する支援

採択された事業は、市民だよりへの掲載や報道機関（テレビ局・新聞社等）への情報提供等、事業 PR のための広報支援についても、可能な範囲で対応します。なお、市民だよりは、令和８年９月号以降の掲載となりますので、予めご了承ください。

６ 実績報告・失格事項

（１）実績報告に必要な書類（☆印の様式は、刈谷市ホームページからダウンロード可。）

- ① まちづくり活動支援事業実績報告書（☆）
- ② まちづくり活動支援事業補助金収支決算書（☆）
- ③ まちづくり活動支援事業補助金ふりかえりシート（☆）
- ④ まちづくり活動支援事業補助金請求書（☆）
- ⑤ 領収書等の写し

※日付は、令和８年８月１日から９年３月３１日までのものが対象です。

宛名や、但し書に「〇〇代として」等が適正に記載されているか確認してください。

- ⑥ 事業の実施状況が分かる写真（電子データも併せて提出）
- ⑦ その他団体の現状を把握するため参考となる資料

（２）提出期日

事業が終了してから３０日以内又は令和９年３月末のいずれか早い日までに、市民協働課へ提出してください。提出がない場合、補助金をお支払いすることができません。

災害等申請団体の責めに帰すことができない事由により事業を中止した場合、それまでにかかった経費について補助が可能な場合がありますので、ご相談ください。

（３）失格事項

次のいずれかに該当する申請者は、審査の対象から除外します。

また、補助金交付後に発覚した場合は、補助金を返還していただきます。

- ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき
- イ その他不正な行為があったとき

7 その他

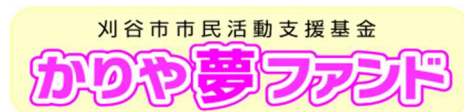
以下について、ご協力ください。

- (1) 夢ファンド補助金 PR 用「のぼり」を市民協働課で貸し出していますので、事業実施の際に活用してください！
- (2) 採択事業に関するチラシやポスター等には、かりや夢ファンドのロゴと『この事業は、かりや夢ファンドの補助金を受けて実施しています。』等の文言を入れてください。ロゴは、市ホームページからダウンロードできます。



《横バージョン》

《縦バージョン》→



- (3) 採択事業の実施状況の写真を、各種報告、市民だより等で使用いたします。
- (4) 必要に応じて、活動内容を実績報告会等で発表していただくことがあります。



【令和8年度かりや夢ファンド補助金 募集の手引き】
かりや夢ファンド補助金
令和9年度活動団体を募集します



「かりや夢ファンド補助金」とは、市民・事業者・行政などからの財源により、刈谷市民や団体が刈谷のまちをよくするために自主的に行う活動を応援する補助制度です。

まちづくり活動支援事業補助金

補助率 2/3
5万超～20万円以下

市民団体などが、刈谷市の地域文化、人材などの地域資源を活用しながら、継続して自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。

一部前払い：可能！（上限：交付決定額の1/2）

補助率：2/3！

補助回数：1団体につき、10年度間で「3回」まで可能！

補助金の合計額：10年度間で上限40万（1回につき上限20万）

p.5に申請例あり！

本手引きの「年度」は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

NPO法人設立支援事業補助金

補助率 2/3
上限10万円

NPO法人設立（予定）団体に対し、まちづくりの新たな担い手として活躍できるよう、NPO法人の運営基盤整備を支援します。

※各補助金は、当該補助金の令和9年度予算が成立することを条件とします。

【募集期間】

令和8年8月3日（月）～9月30日（水）

午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

【公開審査会】

令和9年1月23日（土）

刈谷市民ボランティア活動センター（刈谷市民交流センター1階）

【問い合わせ先】刈谷市役所 市民活動部 市民協働課

住 所：〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電 話：0566-95-0002 F A X：0566-27-9652

メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

令和8年度募集説明動画

QRコード

申請様式ダウンロード

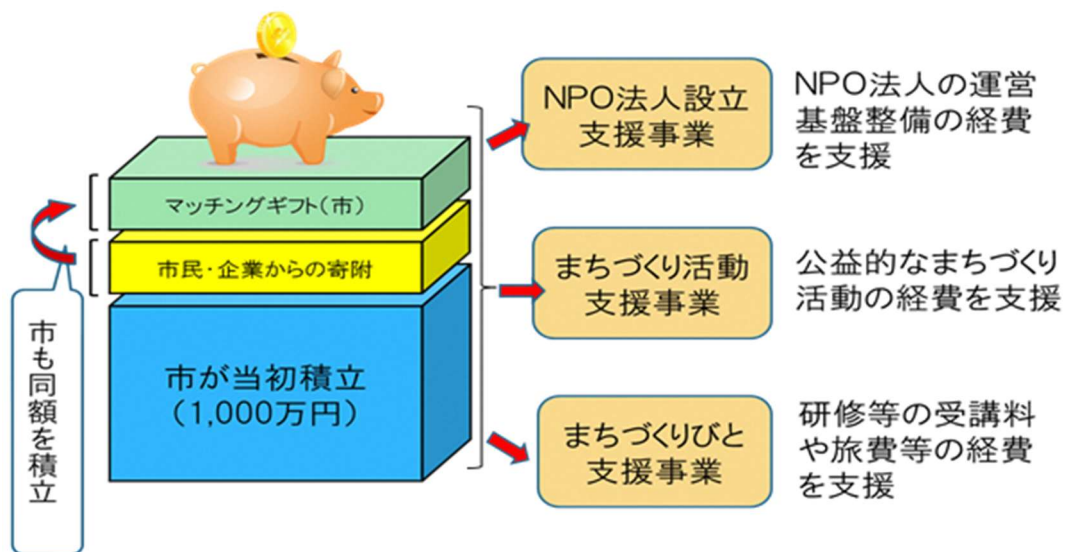
QRコード

QRコードは、デンソーウェーブの登録商標です。

1 かりや夢ファンドの仕組み

■「かりや夢ファンド」とは？

かりや夢ファンドは、刈谷のまちづくりを支援する総合的な基金を元に、平成 22 年度に創設されました。普段なかなか時間がとれず、まちづくりに参加できなくても、想いを金銭に込めて「かりや夢ファンド」に寄附することにより、まちづくりに参加することができる仕組みです。なお、この基金は、皆さんからいただいた寄附金に対し、その同額を刈谷市も基金に積み立てる「マッチング・ギフト方式」を採用しています。



■まちづくりって、具体的にどんな活動を意味しているの？

まちづくりとは、自分たちのまちがどのようなまちであったらよいかを考え、話し合い、生き生きと暮らせるような空間・社会・仕組みをつくっていくことを示しています。

具体的な活動としては、次のような活動が挙げられます。事業をイメージする参考にしてください。

(特定非営利活動促進法より抜粋)

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動 | (11) 国際協力の活動 |
| (2) 社会教育の推進を図る活動 | (12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| (3) まちづくりの推進を図る活動 | (13) 子どもの健全育成を図る活動 |
| (4) 観光の振興を図る活動 | (14) 情報化社会の発展を図る活動 |
| (5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動 | (15) 科学技術の振興を図る活動 |
| (6) 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動 | (16) 経済活動の活性化を図る活動 |
| (7) 環境の保全を図る活動 | (17) 職業能力の開発または雇用機会の拡充を支援する活動 |
| (8) 災害救援活動 | (18) 消費者の保護を図る活動 |
| (9) 地域安全活動 | (19) 上記に挙げた活動に準ずる活動として 県又は指定都市の条例で定める活動 |
| (10) 人権の擁護または平和の推進を図る活動 | (20) 上記に挙げた活動を行う団体の援助 |

2 補助金の種類

区分	まちづくり活動支援事業補助金	NPO法人設立支援事業補助金
内容	刈谷市内で市民団体などが自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。	刈谷市内でまちづくり活動を行うNPO法人の立上げを支援します。
対象期間	令和9年4月1日～10年3月31日	令和9年4月1日～10年3月31日 (申請1回目に関し、令和8年度に生じる対象経費を加算できる)
補助対象	次の要件を全て満たす事業 ①市民団体が自ら主体的に実施する事業 ②広く刈谷市民が参加できる公益的な事業 ③刈谷市の地域文化、人材等地域資源の活用を図る事業 ④独創性または先駆性がある事業(★) ⑤発展性または継続性が見込まれる事業 ⑥少なくとも1つ以上の他の市民団体と協働して行うことが見込まれる事業	次の①と、②・③いずれかの要件を満たす団体 ①刈谷市内に事務所または活動拠点を持ち、主に刈谷市内で活動し、今後も引き続き刈谷市内で活動を行う予定がある団体 ②令和6年度から8年度までにNPO法人設立の認証を取得した団体 ③令和8年度から9年度までにNPO法人設立の認証を取得する予定の団体(所轄庁に設立認証申請書を提出中の団体を含む)
継続補助	1団体につき10年度間で「3回」まで ※コラボ70補助金採択事業は回数に含めない	1団体につき2回まで ※2年連続で行う場合に限る

(1) 注意事項

- ア 各補助金を同一年度に重複して申請することはできません。
- イ まちづくり活動支援事業における「市民団体」とは、市内に住所を有し、通勤し、又は通学する者が所属する団体をいいます。
- ウ まちづくり活動支援事業は1団体につき同一年度1事業までの申請となります。
ただし、事業実施年度が異なる場合はこの限りではありません。
- エ 継続補助を希望する場合も、初回と同様に申請・審査の対象となります。
- オ 同一世帯のみまたは2親等以内のみで構成される団体は申請いただけません。
- カ 団体の構成員は3人以上である必要があります。
- キ 補助金の交付は、「かりや夢ファンド補助金」のPRをすることが条件です。
具体的な方法については、p.12「9 その他」をご覧ください。

(2) 対象外となる事業

- ア 政治、宗教または営利を目的とした事業
- イ 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれのある事業
- ウ 事業の主たる効果が刈谷市外で生じる事業
- エ 刈谷市の他の補助金の交付を同一年度に受ける事業
(市民団体の運営に係るものは除く)

★他事例を参考としても構いませんが、団体ならではの工夫が求められます。

3 対象となる経費及び補助率

区分	まちづくり活動支援事業補助金	NPO法人設立支援事業補助金
対象経費	①謝礼金（講師、出演者等への謝礼金） 【上限5万円】 ②旅費（交通費及び宿泊費） ③消耗品費（資料、チラシの用紙代等） ④食糧費（景品としてのお菓子、飲料等の代金） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑤印刷製本費（チラシ、冊子等の作成費） ⑥通信費（案内文書及び資料の郵送料等） ⑦保険料（イベント保険料、損害賠償保険料等） ⑧使用料及び賃借料（会場等の使用料及び機材等の借上料） ⑨備品購入費（購入価格が概ね3万円を超え、耐用年数が2年以上の物品の購入費） ※補助対象事業に不可欠なものに限る。 ⑩その他の経費（その他市長が必要と認める経費）	①NPO法人を設立するための手続に必要な経費 ②事務所または活動拠点の賃借料（共益費及び消費税を含む） ③事務所または活動拠点の光熱水費及び通信運搬費 ④NPO法人の継続的な運営に直接必要な備品購入費及び消耗品費 ⑤NPO法人の周知のために必要な印刷製本費 ⑥その他の経費（その他市長が必要と認める経費） ※NPO法人の設立及び運営基盤の整備に要する経費に限る。
対象外経費	・市民団体の構成員に対する人件費、謝礼金、旅費及び食糧費 ・市民団体の運営に関する経常的な経費（光熱水費等） ・領収書等により、事業経費として明確に支払ったことが確認できない経費 ・利益相反（※2）に当たる場合には、対象外経費となる場合あり	・特定非営利活動促進法（NPO法）における「その他の事業」に係る経費
補助率	補助対象経費の2/3	1回目は補助対象経費の2/3 2回目は補助対象経費の1/2
補助上限額	上限20万円（1,000円未満切捨て） ※5万円以下は、対象外です	1回目は上限10万円 2回目は上限5万円（1,000円未満切捨て）

おすすめ! ※1



※1 今後事業で使い続けられるものを購入すると、申請事業の継続に役立つカリ〜♪

※2 一方の立場では利益になるが、他方の立場では不利益になること。

（例）市民団体の役員が、自営している会社を委託業者として選ぶ。

4 申請の方法

(1) 申請に必要な書類 (☆印の様式は、刈谷市ホームページからダウンロード可。)

区分	必要書類
まちづくり活動支援事業補助金	①まちづくり活動支援事業補助金補助対象事業認定申請書 (☆) ②まちづくり活動支援事業補助金事業計画書 (☆) ③まちづくり活動支援事業補助金収支予算書 (☆) ④まちづくり活動支援事業補助金申請チェックシート (☆) ⑤団体規約 (⑥任意提出：まちづくり活動支援事業補助金 事業継続に向けた計画書 (☆))
NPO法人設立支援事業補助金	①NPO法人設立支援事業補助金補助対象団体認定申請書 (☆) ②NPO法人設立支援事業補助金申請理由説明書 (☆) ③NPO法人設立支援事業補助金補助対象経費内訳書 (☆) ④NPO法人設立支援事業補助金申請チェックシート (☆) ⑤設立認証申請書の写し (法人設立後に申請するときは、登記事項証明書の写し) ⑥定款 ⑦役員名簿 ⑧設立趣旨書 (申請1回目に限り) ⑨市民活動団体等の事業計画書・収支予算書

(2) 提出方法

- ア 電話等にて事前連絡の上、直接市民協働課（刈谷市役所3階）へ提出してください。
担当職員がその場で内容を確認しますので、時間にゆとりを持ってお越しください。
- イ 事情により、直接提出が難しい場合は、ご相談ください。
- ウ 書類の記入方法などご不明な点は、刈谷市民ボランティア活動センター（0566-62-8231）及び市民協働課で随時対応しますので、お問合せください。また、p.6「作成のヒント」もぜひ参考にしてください。
- エ 提出された書類は、情報公開の対象となります（個人情報を除く）。あらかじめご理解いただいた上でご応募ください。

申請例：10年度間で「3回」まで、合計40万円まで（①②③は補助回数）

<申請額5万円超～20万円以下（通常枠）>

- ① 20万円、②20万円 ←2回で40万を使い切るもよし
 ① 15万円、②15万円、③10万円 ←3回で40万を使い切るもよし
 ① 8万円、②8万円、③8万円 ←もちろん40万に満たなくてもよし

<申請額5万円以下枠・通常枠を併用する場合>

5万円以下の申請も1回とカウントするため、残りの回数分は通常枠での申請可。

- ① 5万円、②15万円、③20万円 ←5万円以下枠を1回申請する場合の申請額最大例
 ① 5万円、②5万円、③20万円 ← 2回

<申請額5万円以下枠のみ> ※次回の申請額5万円以下枠は令和9年4月頃募集予定。

- ① 5万円、②5万円、③5万円

作成のヒント



皆さんの想いがしっかり伝わるように…
申請書作成・公開審査に向けてこんな点を大切にしましょう！

(1) 申請書は「ラブレター」

申請書に込めた想いが、読む相手の心に届くかどうかを意識しましょう。申請書の項目は、審査する側が知りたいことです。審査員の「応援したい」という気持ちを受けとめ、ひとつひとつ、丁寧に答えるように申請書を書きましょう。

(2) 全体のストーリーが伝わるように

「〇〇をしたい」と自分では思っている、経過を知らない人は、「どうしてそれが必要なのか」が納得できないと、評価に結びつかないことがあります。

「①地域がどんな状況になっているの？ ②それをどのような状態にしたいの？ ③そのために何をするの？」というように、①②③をひとつのストーリーとして説明できると、事業の必要性が伝わりやすくなります。

NPO 法人設立支援事業に申請する場合も、「どんな目的を持ち、どんな効果収めたいのか。そのために当面どんな事業をし、どんな体制で進めるのか」といった組織としての全体の方向性を整理して書いていきましょう。

(3) 事業内容の書き方

以下の点を留意しましょう。

- ア 5W1H（いつ、どこで、誰が、何を、どうする、どのように）が書かれていますか？
- イ 複雑な事業の場合、まず冒頭で概略を説明して全体像を示した上で、その後詳細を記すといったような、相手が情報を受け取りやすい工夫をしていますか？
- ウ その分野に詳しい人しかわからない専門用語を多用していませんか？
（使う場合には、解説も記しておきましょう）

パワーポイント資料でなくても OK！

(4) 公開審査は、コミュニケーションの場

- ア プレゼンは、「プレゼント」を語源としています。「相手により判断をしてもらうために、理解に役立つような情報をプレゼント（提供）している」という気持ちで臨みましょう。
- イ 「自己紹介→提案理由・ねらい→内容のポイント→実行体制→まとめ」、といった全体構成と、箇条書のメモ程度は準備しておくことをお勧めします。
- ウ 1分間で話せる文字数は250字程度とされています。原稿を書く場合の参考にしましょう。
- エ 質問は「説明が不十分だった点を理解したい」という表れです。質問の意図を受けとめ、過不足なく、率直に答えるようにしましょう。

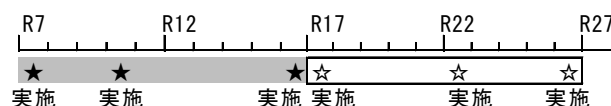
10年度間の考え方 Q&A

Q1：10年度間の起点はいつか？

A1：1回目の事業実施年度を起点とします。

Q2：10年度間を過ぎたら、申請できないのか？

A2：期間経過後は、回数がリセットされるため、再度3回まで申請できます。



5 審査の方法

審査は、各補助金共通の方法で行います。

(1) 審査員

審査員は、「共存・協働のまちづくり推進委員会」内の夢ファンド部会員が務めます。

また、公開審査会に参加した人は、会場投票という形で審査に参加することができます（小学4年生以上）。

なお、審査員が提案団体の役員・職員である場合は、該当する審査員は、当該事業のみ審査から外れます。

(2) 書類確認（令和8年11月頃実施予定）

提出された書類は、市民協働課で不備等を確認した後、審査員に配付されます。

その後、審査員による意見交換会を開催し、提案内容について理解を深め、審査の視点を確認します。

なお、いずれの補助金についても、書類審査の段階で不採択を決定する場合がありますので、ご了承ください。

また、意見交換の際に生じる質問事項等については、意見をまとめ、公開審査会前に各団体へ通知します。公開審査会では、その内容（回答）を踏まえた上でプレゼンテーションをしてください。

(3) 公開審査会

令和9年1月23日（土） 刈谷市民ボランティア活動センター

公開審査会では、皆さんの提案を直接聴き、質問などを含めたコミュニケーションをとることで、今後の刈谷のまちづくりに向けたアイデアの交換や共感を育み、交流を深める場となることを目指しています。

公開審査会は、応募した全ての団体に参加していただきます。公開審査会に参加できない団体は、審査の対象外となります。

また、希望する団体は、事前にリハーサルを行うことができます。リハーサルは、1月13日（水）、14日（木）に刈谷市民ボランティア活動センター（予定）で行いますので、希望する団体は、12月23日（水）までに市民協働課へご連絡ください。

ア 審査の流れ

公開審査会における各団体の説明・発表時間は、7分間（予定）です。その後、質疑応答を経て、採点を行います。書類、実際の対面による説明、質疑応答の内容を受け、得点を確定します。なお、説明・発表は、必ずしもパワーポイント資料である必要はありません。実演・紙芝居など、各団体が伝えやすい手段を用いてください。

審査を行う順番は、審査員意見交換会において抽選で決定し、事前に各団体へ連絡します。

イ プレゼンテーション（企画案説明）に参加する人数

各団体の提案発表者・質疑応答者は、5人以内とします。

ウ パソコンを用いて発表する場合

パソコンは各自ご持参ください。プロジェクターは事務局で用意します。リハーサル日である1月13日（水）、14日（木）のどちらかの日程で接続確認をしてください。パソコンを用いて発表する場合は、必ずリハーサルに参加してください。

（公開審査会当日は、接続を確認する時間はありません。）

エ 当日配付したい資料がある場合

当日資料を配付したい場合は、審査員用15部、来場者用50部を1月14日（木）までに市民協働課へご持参ください。期日後は、配付資料の受付はできません。

（４）結果発表

公開審査会後に審査結果の発表を行います。また、全ての事業の審査結果は、公開審査会後に正式に文書で通知するとともに、市ホームページで公開します。

審査の協議内容によっては、対象経費の再確認や実施に当たっての条件を付す場合があります。詳細については、後日改めて文書で通知した上で、市民協働課による追加調査を行います。条件を満たすことができない事業は、採択を取り消す場合があります。

（５）採択の方法

提案事業の採択は、基準点に達している事業のうち、得点の上位から予算の範囲内で申請額の全額補助として採択していきます。

予算額に達する時点の事業については、一部補助という形で採択するものとします。

（６）団体、提案内容の事前PRについて

7分間という説明時間は、想像している以上に短いものです。団体の概要や提案内容について、簡潔、かつ、効果的に発表することが求められます。

そこで、1月16日（土）から1月22日（金）までの間に刈谷市民交流センター1階ロビーにおいて、提案団体の活動概要や提案内容を紹介できる場所を設置します。

また、公開審査会当日も、会場の一角に団体の活動内容を紹介することができるスペースを設置します。

事前PRの参加は義務ではありませんが、皆さんの活動を市民の皆さんへ幅広く伝えることができるチャンスです。参加することで、提案内容への理解の促進などが期待されますので、ぜひご参加ください。

事前PRを希望する団体は、1月14日（木）までに展示物を市民協働課まで提出してください。詳細は、申請団体に後日ご案内します。

なお、展示物は、公開審査会終了後にお持ち帰りください。



6 審査の基準・点数

(1) まちづくり活動支援事業補助金

次の5つの視点・ポイントに基づき、審査します。(25点満点)

審査の視点	審査のポイント	配点
①主体性・協働性	課題を自分ごとと捉え、他の主体に依存することなく、自分たちでできることを行おうとしている。 さまざまな市民や団体が参加し、つながる機会をつくっている。	5
②公益性	まちの課題や市民のニーズに対応し、多くの市民の利益に貢献することができる。 事業を通して人々の共感を得て、意識を向上させていくことができる。	5
③独創性・先駆性	新しい課題やテーマ、視点からの取り組みである。 単なる他事業の模倣ではなく、事業の進め方や手法に工夫があり、団体の特性が活かされている。	5
④実現性	事業計画やスケジュール、収支計画が具体的・妥当である。 団体としての組織力があり、事業を効果的に行うことができる。	5
⑤発展・継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。	5

(2) NPO法人設立支援事業

次の6つの視点・ポイントに基づき、審査します。(30点満点)

審査の視点	審査のポイント	配点
①課題解決力	団体の活動が刈谷のまちの課題、市民のニーズに的確に対応している。	5
②発展・継続性	将来的な事業の発展性を検討している。 今後も刈谷で継続した取り組みを行おうとしている。	5
③公益性	団体の活動が、多くの市民や団体の利益に貢献する。	5
④実現性	刈谷のまちにおいて、充実したまちづくりを行う見通しがある。	5
⑤組織力	法人設立後の運営についての役割分担がしっかりしている。 組織力を高めていくための計画がある。	5
⑥補助による効果	補助金を交付することに対する効果が大きい。	5

(3) 会場投票について

ア 点数の計算方法

会場投票は、以下の計算方法で算出します。

会場点＝A÷投票総数×得票数（小数点以下第3位四捨五入）

（A：まちづくり活動支援＝5点

NPO法人設立支援＝6点）

イ 投票の方法

（ア）受付時に投票用紙を配付します。

（イ）参加者は、各団体による提案内容やプレゼンテーションに基づき、優れていると思われる団体・事業を各補助金につき2つ選択します。このため、提案事業が2事業以下の場合は、会場投票は行いません。

（ウ）全ての公開プレゼンテーションが終了後、投票用紙を回収し、集計します。

（エ）途中参加や途中退室の参加者も投票が可能ですが、最低3団体以上のプレゼンテーションを聞いたうえで投票してください。

（オ）同一事業を2つ記入した場合、1つしか記入していない場合、3つ以上記入した場合は、いずれも無効とします。



(4) 基準点について

採択には、次の基準点を上回る必要があります。

- ・まちづくり活動支援事業補助金：12.5点以上
- ・NPO法人設立支援事業補助金：15点以上

7 補助金交付に係る手続き・広報の支援

(1) 補助金交付の流れ

補助金の交付は、次年度予算の成立を条件とします。予算の確定後、事業採択を受けた各団体は、原則として翌年4月に「補助金交付申請書」を提出し、同年度内の事業完了後に「実績報告書」及び「補助金請求書」を提出します。なお、一部前払い（上限：交付決定額の1/2）を希望する場合は、別途手続きが必要です。

市は、全ての書類を受領、確認した後、指定口座に入金します。（事業完了時に収入額が支出額を上回った場合は、差引額分の補助金を減額します。）なお、補助金請求書に記載する振込先は、原則として申請団体の口座とします。

(2) 広報に関する支援

採択された事業は、市民だよりへの掲載や報道機関（テレビ局・新聞社等）への情報提供等事業PRのための広報支援についても、可能な範囲で対応します。

また、団体の皆さんの活動をよりPRできるよう、採択事業について取材し、内容をまとめた夢ファンドレポートを関係各所に掲載します。

8 実績報告・失格事項

(1) 実績報告に必要な書類

区分	必要書類	提出期日
まちづくり活動支援事業補助金	①まちづくり活動支援事業実績報告書（☆） ②まちづくり活動支援事業補助金収支決算書（☆） ③まちづくり活動支援事業補助金ふりかえりシート（☆） ④まちづくり活動支援事業補助金請求書（☆） ⑤領収書等の写し（宛名、日付、但し書等確認） ⑥事業の実施状況が分かる写真（電子データも併せて提出） ⑦その他団体の現状を把握するため参考となる資料	事業が終了してから30日以内又は令和10年3月末のいずれか早い日まで（補助金請求額は5万円超必須）
NPO法人設立支援事業補助金	①NPO法人設立支援事業実績報告書（☆） ②NPO法人設立支援事業補助金決算書（☆） ③NPO法人設立支援事業補助金ふりかえりシート（☆） ④NPO法人設立支援事業補助金請求書（☆） ⑤登記事項証明書の写し（認定申請書に添付した場合は省略可） ⑥領収書等の写し（宛名、日付、但し書等確認） ⑦事業の実施状況が分かる写真（電子データも併せて提出） ⑧その他団体の現状を把握するため参考となる資料	令和10年3月末まで

ア ☆印の様式は各補助金とも、刈谷市ホームページからダウンロードできます。

イ 領収書は、令和9年4月1日から10年3月31日までのものが対象です。

宛名、日付や但し書に「〇〇代として」等が適正に記載されているか確認してください。

ウ 期日までに提出がない場合、補助金をお支払いすることができません。

エ 災害等申請団体の責めに帰すことができない事由により事業を中止した場合、それまでにかかった経費について補助が可能な場合がありますので、ご相談ください。

(2) 失格事項

次のいずれかに該当する申請者は、審査の対象から除外します。

また、補助金交付後に発覚した場合は、補助金を返還していただきます。

ア 提出された書類に虚偽の記載があったとき

イ その他不正な行為があったとき

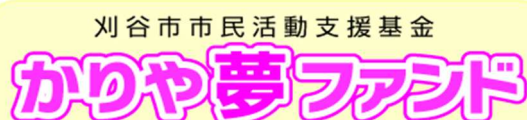
9 その他

- (1) 夢ファンド補助金 PR 用「のぼり」を市民協働課で貸し出していますので、事業実施の際に活用してください！
- (2) 採択事業に関するチラシやポスター等には、かりや夢ファンドのロゴと『この事業は、かりや夢ファンド補助金を受けて実施しています。』等の文言を入れてください。ロゴは、市ホームページからダウンロードできます。

【ロゴ】

《横バージョン》

《縦バージョン》→



刈谷市市民活動支援基金
かりや夢ファンド

- (3) 採択事業の実施状況の写真を、各種報告、市民だより等で使用いたします。
- (4) 必要に応じて、活動内容を実績報告会等で発表していただくことがあります。

10 かりや夢ファンドへの寄附

～ あなたの想いが 刈谷のまちづくりにつながります ～

あなたの寄附金を、市民団体などが行うまちづくり活動や、NPO法人の設立支援、人材育成などのための補助金として活用します。

あなたの寄附金と同額を、刈谷市も基金に積み立てます。例えば、あなたが1万円を寄附したら、刈谷市も1万円を寄附します。

寄附の申出は、こちらからもできます↓

皆さんのご寄附を
お待ちしております♪



かりや夢ファンドの趣旨に賛同し、想いを基金に託していただいた皆さんを紹介します。
(令和7年4月～8年3月末現在。匿名の方は省略。順不同。)

岩渕道久 様	トヨタ車体株式会社 様
株式会社デンソー 様	愛知製鋼株式会社 様
株式会社豊田自動織機 様	豊田通商株式会社 様
株式会社アイシン 様	刈谷市民ボランティア活動センター来場者 様
トヨタ紡織株式会社 様	第1回あったかハートふれあいまつり来場者 様
株式会社ジェイテクト 様	

ご寄附いただき、誠にありがとうございます。

皆さんのご寄附は、かりや夢ファンドの補助金として活用させていただきます。



「やってみたい」を応援します かりや夢ファンド補助金

～ 3つの補助金制度で、活動をサポート ～

こんな想い、ありませんか？

- ✓ 「仲間と一緒に地域を盛り上げるイベントを開いてみたい」
- ✓ 「空き家を活用して地域の居場所をつくりたい」
- ✓ 「子どもたちのために何かできないか考えている」

その一歩を、刈谷市がサポートします。



3つの補助メニュー

1

まちづくり 活動支援

まちづくり活動の
費用をサポート

最大20万円

2

NPO法人 設立支援

法人立ち上げを
サポート

最大10万円

3

まちづくりびと 支援

まちづくり活動に貢献する
研修等の費用をサポート

最大5万円

こんな活動を応援しています

コーヒーかすの再利用

回収したコーヒーかすを堆肥として再利用し、畑で作物を栽培し、農作業を通じて市民の交流の活性化につなげる。作物の種や苗、道具類を購入。

赤十字奉仕団

赤十字ハートフェスティバルⅢ事業イベントの一つとして、防災かるたを制作。

NPO法人幸縁

「支援から幸縁へ」をモットーに、グアテマラと日本の子どもたちに同世代同士の交流の場を提供。法人用の印鑑作成や、運営に必要なノートパソコンの購入、オンラインミーティング利用料などに活用。

防災士になるための研修

例) 防災・減災カレッジ [愛知県]

スキルアップ研修

例) 発達障がい者就業支援セミナー
小地域福祉活動サミット

先進事例の視察

例) 産業遺産の歴史研究

応募のながれ

STEP 1
相談

STEP 2
申請

STEP 3
審査

STEP 4
活動スタート

まずは相談からOK！お気軽にお問合せください

【お問合せ先】

刈谷市役所 市民協働課

TEL 0566-95-0002 / FAX 0566-27-9652

E-mail kyodo@city.kariya.lg.jp

刈谷市民ボランティア活動センター

TEL 0566-62-8231 / FAX 0566-62-8232

E-mail kcv109box@katch.ne.jp

各補助事業補助金の募集概要

かりや夢ファンド — 詳細ガイド

まちづくり活動支援 【団体対象】

**補助率 2/3
上限 20万円**

市内で市民団体などが自主的に行う公益的なまちづくり活動を支援します。

対象要件

- ・市民が主体的に実施する事業
- ・広く市民が参加できる事業
- ・地域資源を活用する事業
- ・独創性・先駆性がある事業
- ・発展性・継続性が見込まれる事業
- ・他の市民団体との協働が見込まれる事業

募集期間

5万円以下: 4/1～5/13
5万円超20万円以下:
8/3～9/30

※ 1団体あたり10年度間で最大3回・
合計40万円まで申請可能

NPO法人 設立支援 【団体対象】

**補助率 2/3
上限 10万円**

NPO法人の設立を目指す団体の運営基盤づくりを支援します。

対象要件

- ・市内に活動拠点があり、今後も市内で活動予定の団体
- ・R6～R8年度に認証取得済またはR8～R9年度に取得予定の団体

募集期間

募集: 8/3～9/30

まちづくりびと 支援 【個人対象】

**補助率 9/10
国内1万円／海外5万円**

まちづくりに貢献する研修等の費用を補助し、スキルアップを応援します。

対象要件

- ・市内在住・在勤・在学の方
- ・市内で自主的に公益的な活動を行う団体に所属する方

募集期間

随時受付: 4/1～3/31
(先着順・予算終了まで)



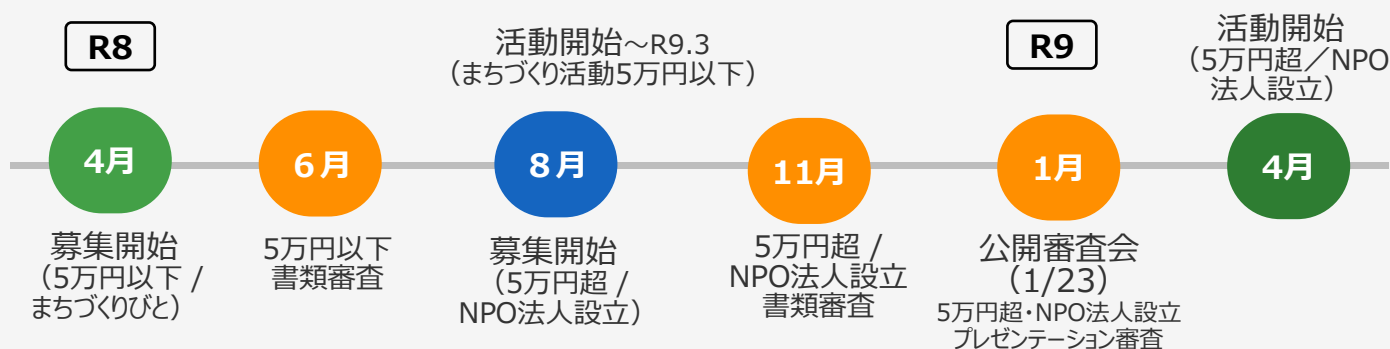
まちづくり活動支援
NPO法人設立支援

募集の手引き、
様式等はここから！



まちづくりびと支援

スケジュール



審査方法

まちづくり活動5万円超・NPO法人設立 → 書類審査・公開審査 / まちづくりびと → 書類審査

提出方法: 電話等で事前連絡の上、市民協働課へ直接提出

かりや夢ファンドへの寄附

あなたの思いが刈谷のまちづくりにつながります。

寄附金は補助金の財源として活用されます。あなたが1万円寄附すると、刈谷市も同額を積み立てます。

寄附の申し出は
こちらからできます



QRコードはデンソー
ウェブの登録商標です

今すぐ一步を踏み出そう

「相談だけでもOK」まずはお気軽にご連絡ください

刈谷市役所 市民協働課 TEL 0566-95-0002

刈谷市民ボランティア活動センター TEL 0566-62-8231

詳細は市ホームページをご確認ください



夢ファンドレポート
採択事業はこちら

令和8年度 かりや夢ファンド補助金申請事業一覧表

まちづくり活動支援事業補助金

【申請額5万円以下(本日の部会にて審査)】

No.	団体名 (団体設立年月日)	代表者名	事業名	回数	申請するに至った 想い	事業目的	事業概要	事業費(円)	補助申請額 (円)
1	ママリンク (R8.4.1)	上村 薫	ママのひと やすみ	1	代表は子育てを機に刈谷に移り住み、核家族であることから頼れる先が行政に限られていた。手続きの多さや、行政へのハードルを感じ、孤立や不安を感じた経験がある。この経験から、地域の中に気軽に、そして身近に頼ることのできる場の必要性を強く感じ、本事業を立ち上げた。	子育て中の母親が孤立しやすい状況に対し、安心して過ごせる居場所をつくることで、心身の負担軽減と地域のつながりづくりを図る。また、参加者同士が支え合う関係性を育み、子育てを個人で抱え込まない環境づくりを目指す。	【いつ】毎月1～2回程度【誰が】ママリンクの運営メンバー・地域ボランティア【どこで】市内公共施設【誰を対象に】未就学児を育てる母親【何をするか】母親が子どもと一時的に離れ、安心して過ごせる時間を提供する。母親は横になれるスペースで自分の時間を過ごし、子どもはボランティアスタッフが見守る。休息後はお茶を飲みながら交流し、保育士や助産師が会話や気分転換のサポートを行う。その後子どもと合流し、希望者は一緒にランチをとり、安心感を持って日常に戻れるよう配慮する。【方法・工夫】多世代のボランティアスタッフによる見守り体制を整え、安心して子どもを預けられる環境をつくる。参加者同士が自然に関われるよう、無理のない声かけや場づくりを行う。	81,800	50,000
2	SUN・GO (R8.4.1)	瀬尾 季陽子	SUN・GO で働く自分を 想像しよう	1	今の時代において、特に支援が必要な子どもは、中学・高校を卒業しても「自然に自立」は難しい。ひとつ間違えれば「働かなくて良い・無理しなくて良い」と受け取ってしまう。それは本人の問題だけでなく、保護者を含む周囲の大人の問題でもある。「失敗しても良い・挑戦してみる・対価はお金だけではない」など、社会に出るうえで大切なことを中高生に伝えていきたい。	必ずしも「働くこと＝自立」ではないが、働くことは目標のひとつである。障がいの有無に関わらず発達に特性のある子ども達が卒業後社会に出たときのギャップが少しでも和らぐことを目的としている。	小垣江町の青果市場で行われているあきんどマルシェの、子どもの居場所ブース(kodoikku)で毎月発達に特性のある中高生にアルバイト体験をさせる。アルバイトではない中高生や小学生にも居場所の提供を行う。アルバイトはワークショップ(工作や駄菓子の提供)でのお客様へのあいさつ、金銭の受け渡し、作り方の説明、店頭の整理を2時間行う。日頃から福祉に従事している団体メンバーが、対象の中高生に対する支援者としてサポートする。終了後に支援者と振り返りをしてアルバイト代(交通費1000円)を受け取る。参加者は相談支援事業所や学校に子どもの将来についての相談をされた保護者さんに声をかけて、募集する。また、「お客さん」として居場所に参加する子ども達には、今後のアルバイト体験の対象者になるような声かけもする。	104,500	50,000
3	青少年子ども家庭 育成協会 (R7.4.1)	西山 直人	今を遊ぼう、将来を 知ろう kodoikku	1	障害児福祉の充実により、学区や地元の友だちから離れ、家族からも離れてしまったサポートの必要な子ども達とその保護者に、まず家族との関わりを見直し、地域との関わりを楽しむことからやり直して欲しい。	障がいの有無に関わらず、地域の子ども達が大人になったときに地域で自分らしく自立して暮らしていけるよう、子どもとその保護者を支える。	市民ボランティア活動センターにて分科会やB型就労支援の見学会、洲原ロッジにて宿泊体験会・防災体験会を行う。集団活動を楽しみながらキャンプファイヤーや避難食の体験、非常時の安全を学ぶナイトウォークも行う(詳細は別紙(年間予定)参照)。当団体メンバーの他、活動の内容によってボランティアや中高生のアルバイト(SUN・GO)がスタッフとして運営する。主な対象は障害児とその家族で、教育委員会等を通じて特別支援教育対象児、相談支援事業所等を通じて福祉施設利用児(就園児～中学生)に案内を個別配布するが、障害児に限定はしない。また、事前予約が必要な活動と、予約なしで誰でも参加できる活動があるため、周知しやすくなるよう団体名と会のキャラクターをデザインした「のぼり」を作成予定。	205,000	50,000

No.	団体名 (団体設立年月日)	代表者名	事業名	回数	申請するに至った 想い	事業目的	事業概要	事業費(円)	補助申請額 (円)
4	おがきえっこクラブ (R2.4.1)	宮田 志保子	地域で遊 び地域で 育つ「おが きえっこク ラブ」	1	市内で最も子ども会の加入が多 かった小垣江町でも年々未入会者 が増え、また大人の都合で地区ご との脱退も増え、4年前に解散と なった。6年前から危機感をもって 私的に活動している。	地域の子ども達が地域の大人に見守られな がら遊ぶ場の提供を目的とする。「子ども」と は全ての子どもを指し、地域外の子も受け入 れる。年齢・障がいの有無で参加の制限は設 けない。	●おがきえっこクラブ・駄菓子のかっこ屋 奇数月最終日曜日に小垣江町神明神社で行われる「ご縁市」にて、子ども向けの 工作や綿菓子作りを無償提供する。 ●おがきえっこクラブ番外編 児童クラブが無く、習い事も入っていない祝日に、小垣江市民館を貸し切り、地域 の子ども達が「やりたいこと」を「一緒にやりたい子」と「好きな時間」を楽しむ。活動は 以下3種類。①用意された食材を使って自分の作りたいメニューを調理室で料理す る。リンゴの皮むきや缶切りを使って缶詰を開ける。②選べる工作③自由遊び(持参 のゲーム等) 団体メンバーは安全確認とサポートが必要な子への配慮をする。地域の子育て支援 団体や老人会で活動する方々がアシストしてくれることもある。作り方の指導は最小 限にとどめ、子ども同士で試行錯誤を促し、解決するような声かけを心がける。全て 無料、予約不要。案内チラシは小垣江町にある小垣江小学校・小垣江東小学校・刈 谷市特別支援学校にて全校児童に配布。	129,000	50,000
5	交差点部 (R8.2.24)	石川 篤	交差点部 × soleits 刈谷の活 動をつなぐ プロジェク ト	1	運営メンバー自身が地域活動に関 わる中で、各活動が縦割りになり、 「活動している人同士がつながれ ていない・情報が届いていない」と いう課題を感じてきた。実際に交 差点部を開催すると、「こんな活動 が刈谷にあるなんて知らなかった」 という声があり、地域活動の”見え づらさ”を実感している。	市内には多様な市民活動やコミュニティが存 在している一方で、それぞれの活動情報が分 散しており、「どこで・誰が・どんな活動をして いるのか」が見えづらく、市民が地域活動へ参加 するきっかけを持ちにくい状況にある。本事業 では、地域活動をつなぐ交流の場「交差点部」 と、情報を可視化するデジタル掲示板 「soleits」を組み合わせることで、「知る・参加 する・つながる」、人・事・まちづくりが循環する コミュニティ形成を目的とする。	運営メンバーが主体となり、市民活動団体や地域プレイヤーと協働しながら実施。 【どこで】KariCoCo、スペースアクア【対象】市民、地域活動に関心がある方、学生・若 い世代、地域との接点を持ちたい方、コミュニティ運営者や市民活動団体【何をする か】①活動情報を掲載できるデジタル掲示板「soleits」の運営②月に1回、交流コミュ ニティ「交差点部」の開催③情報のカテゴリー整理・可視化④活動のPR機会づくり 【方法・工夫】交差点部: 活動をWebアプリに一覧で掲載する。参加者の活動をジャン ルごとに整理し、市民が自分に合った活動を見つけやすくする。また、参加者同士が お互いにプロフィールを共有することで、継続的な関係を持ちやすくする。「聞くだけ 参加歓迎」「出入り自由」とし、参加ハードルを下げる。 soleits:「それいつ?」を合言 葉にした活動紹介・PRをする。	190,000	50,000

【申請額5万円超20万円以下(令和9年1月の公開審査会にて審査)】

令和8年8月3日(月)～9月30日(水)に受付予定

NPO法人設立支援事業補助金

令和8年8月3日(月)～9月30日(水)に受付予定